

和歌山県建設工事に係る委託業務の条件付き一般競争入札 における発注の取扱い基準

第1 目的

この基準は、和歌山県が発注する建設工事に係る委託業務（以下「委託業務」という。）の条件付き一般競争入札を実施するに当たり、必要な事項を定める。

第2 対象業務

この基準の対象となる委託業務は次の業務とし、各業務の区分は別表第一によるものとする。

- (1) 土木関係建設コンサルタント業務
- (2) 建築関係建設コンサルタント業務（建築総合）
- (3) 建築関係建設コンサルタント業務（建築設備）
- (4) 補償関係コンサルタント業務
- (5) 測量業務
- (6) 地質調査業務

第3 入札の方法

委託業務については、原則として条件付き一般競争入札を実施する。

ただし、災害対応等、真にやむを得ない理由の場合は、指名競争入札や随意契約ができるものとし、その場合、その理由を事前又は事後に公表することとする。

第4 入札参加条件

(1) 発注者は、委託業務に係る条件付き一般競争入札を実施する場合において、業務に応じて成績条件、地域条件及び別表第二による入札参加条件を設けることとし、その内容については、次に掲げる事項に注意して設定すること。

また、条件設定については、入札に参加できる者の数が20者以上になるよう配慮し、入札審査会に諮った上で決定する。

① 成績条件

全ての委託業務に次の成績条件を付す。

ア 和歌山県発注の委託業務について、過去6か月間に55点未満、又は過去3か月間に60点未満の業務がないこと。

② 地域条件

全ての委託業務に次の地域条件を付す。

ア 県内に本社、本店を有する者（以下「県内業者」という。）により履行可能な業務は、原則として県内業者による入札とする。

なお、入札参加可能業者が20者未満となる場合であっても、競争性が確保されると思われる業務については、県内業者のみに限定した地域条件とする。

イ 県内業者だけでは入札に参加できる業者の数が少なく、競争性が確保できな

い業務や県内業者では履行が困難な業務等については、県内業者及び県内に本店を有しない業者（以下「県外業者」という。）による入札とする。この場合、県外業者であっても県内に支店、営業所等^(注)を有することの条件を付すこと。

ただし、県発注業務が極めて少ない特殊な業務（港湾計画等）についてはこの限りでない。

（注）支店、営業所等の定義は別の基準で定める。

- （2）発注者は、前項による入札参加条件では業務の品質の確保が困難であると判断する場合、入札審査会に諮った上で別表第二の定めによらず条件を付すことができる。ただし、原則として実績条件以外の条件については変更しないものとする。

第5 適用

この取扱い基準は、平成20年6月1日以後に入札公告を行う委託業務について適用する。

この取扱い基準は、平成21年9月1日以後に入札公告を行う委託業務について適用する。

この取扱い基準は、平成22年7月15日以後に入札公告を行う委託業務について適用する。

この取扱い基準は、平成23年8月1日以後に入札公告を行う委託業務について適用する。

この取扱い基準は、平成25年11月1日以後に入札公告を行う委託業務について適用する。

この取扱い基準は、平成26年4月1日以後に入札公告を行う委託業務について適用する。

この取扱い基準は、平成27年4月1日以後に入札公告を行う委託業務について適用する。

この取扱い基準は、平成30年6月1日以後に入札公告を行う委託業務について適用する。

この取扱い基準は、令和3年4月1日以後に入札公告を行う委託業務について適用する。

この取扱い基準は、令和3年6月1日以後に入札公告を行う委託業務について適用する。

この取扱い基準は、令和6年6月1日以後に入札公告を行う委託業務について適用する。

別表第一
発注業務別における区分

(1) 土木関係建設コンサルタント業務の区分

区 分	区 分 の 内 容
A 1 簡易な構造物の設計等の業務	予定価格（税抜き）※ 700万円未満の業務 平面交差点、落石防護柵、擁壁、単純な構造の橋梁等の設計・計画 ただし、法面設計（安定計算を含まない）、橋梁設計及び砂防ダム詳細設計業務については、予定価格（税抜き）※700万円未満であっても、700万円以上の区分を適用
A 2 簡易な構造物の設計等の業務	予定価格（税抜き）※ 700万円以上の業務
B 1 一般的な構造物の設計等の業務	擁壁、コンクリート橋等の設計に関する業務 道路部門、鋼構造及びコンクリート部門に関する設計・計画
B 2 一般的な構造物の設計等の業務	上記以外の設計業務 シールド、簡易な水門、複雑な構造の橋梁等の設計・計画で上記以外のもの
C 高度な技術を要する構造物の設計等の業務	トンネル、ダム本体、水門、桟橋、吊橋等の設計・計画

※「予定価格（税抜き）」（予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。）

(2) 建築関係建設コンサルタント業務（建築総合）の区分

区 分	区 分 の 内 容
A 簡易な建築物の設計等の業務	工場、車庫、市場、倉庫等の設計一般的な建築物の用途改修の設計（大規模なものは除く）
B 一般的な建築物の設計等の業務	体育館、観覧場、学校、研究所、庁舎、事務所、共同住宅、寄宿舎等の設計高度な技術を要する建築物の用途改修の設計（大規模なものは除く）
C 1 高度な技術を要する建築物の設計等の業務	予定価格（税抜き）※ 4,000万円未満の業務 美術館、博物館、図書館（学校の図書館は上記区分）、病院等の設計及び用途改修の設計
C 2 高度な技術を要する建築物の設計等の業務	予定価格（税抜き）※ 4,000万円以上の業務

※「予定価格（税抜き）」（予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。）

(3) 建築関係建設コンサルタント業務（建築設備）の区分

業 務 の 内 容	区 分
改修等で建築設備の設計を単独で行う業務	区分分けはせず、各部門において一つの区分とする。

(4) 補償関係コンサルタント業務の区分

区 分	区 分 の 内 容
A 「土地調査部門」、「物件部門のうち、簡易な業務」及び「機械工作物部門のうち、簡易な業務」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地調査部門の全て ・ 物件部門のうち、次の物件の調査（機械工作物部門及び営業補償・特殊補償部門の調査を含むものを除く） <ul style="list-style-type: none"> ア 建物のうち、専用住宅、共同住宅（アパート）、農家住宅、倉庫、車庫その他これに類するものであって延べ面積の合計が 500 m²未満のもの イ 立竹木 ウ ア及びイの調査区域内の付帯工作物 エ 独立工作物 オ 再算定業務（再調査を含むものを除く） ・ 機械工作物部門のうち、再算定業務（再調査を含むものを除く）
B 1 「営業補償・特殊補償部門のうち、簡易な業務」及び「事業損失部門のうち、簡易な業務」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業補償・特殊補償部門のうち、次の物件に関する業務（漁業権等の消滅又は制限に関する調査・算定業務を除く） <ul style="list-style-type: none"> ア 個人事業（白色申告又は青色申告）で 1 営業所かつ 1 業種のもの イ 法人で 1 営業所かつ 1 業種のもの ・ 事業損失部門のうち、専用住宅、共同住宅（アパート）、農家住宅、倉庫、車庫その他これに類するものに関する業務
B 2 上記以外の部門	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地評価部門の全て ・ 物件部門のうち、簡易な業務以外の業務 ・ 機械工作物部門のうち、簡易な業務以外の業務 ・ 営業補償・特殊補償部門のうち、簡易な業務以外の業務 ・ 事業損失部門のうち、簡易な業務以外の業務 ・ 補償関連部門の全て ・ 総合補償部門の全て

(5) 測量業務の区分

業務	業務の内容	区分
測量一般	水準測量や地形測量等の航空測量以外の測量業務	A 予定価格（税抜き）※ 500万円未満の業務
		B 予定価格（税抜き）※ 500万円以上の業務
航空測量	地図作製のため航空機等を利用し空中写真を撮影する業務及び 空中写真により地図を作製する業務	区分分けはせず、一つの区分とする。

※「予定価格（税抜き）」（予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。）

(6) 地質調査業務の区分

業務の内容	区分
ボーリング調査、弹性波調査等	A 予定価格（税抜き）※ 500万円未満の業務
	B 予定価格（税抜き）※ 500万円以上の業務

※「予定価格（税抜き）」（予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。）

別表第二

発注業務別において付託する最低限の条件

(1) 土木関係建設コンサルタント業務

区分		地域条件		登録等条件	所属技術者条件	実績条件	
A 1 簡易な構造物の設計等の業務	予定価格（税抜き）*1 700万円未満の業務*2	県内 2ブロック*3		当該部門の認定*4	会社全体で技術士、技術管理者*6又はRCCM*7が合わせて1名以上在籍すること	土木関係コンサルタント業務の国、都道府県、政令指定都市又は県内市町村の受注実績*8	
A 2 簡易な構造物の設計等の業務	予定価格（税抜き）*1 700万円以上の業務	県内		国への登録*5かつ当該部門の認定*4	会社全体で技術士、技術管理者*6又はRCCM*7が合わせて2名以上在籍すること		
B 1 一般的な構造物の設計等の業務	擁壁、コンクリート橋等の設計に関する業務	県内		当該部門の認定*4	会社全体で当該部門の技術士、技術管理者*6又はRCCM*7が合わせて2名以上在籍すること	当該部門の国、都道府県又は政令指定都市の受注実績*8	
B 2 一般的な構造物の設計等の業務	上記以外の設計業務	混合	県内	国への当該部門の登録*5かつ当該部門の認定*4	会社全体で当該部門の技術士、技術管理者*6又はRCCM*7が合わせて2名以上在籍すること	当該部門の国、都道府県又は政令指定都市の受注実績*8	
			県外	国への当該部門の登録*5かつ当該部門の認定*4	会社全体で当該部門の技術士が2名以上在籍すること		
C 高度な技術を要する構造物の設計等の業務		混合		国への当該部門の登録*5かつ当該部門の認定*4	会社全体で当該部門の技術士が3名以上在籍すること	当該部門の同種業務*9の国、都道府県又は政令指定都市の受注実績*8	

*1 「予定価格（税抜き）」（予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。）

*2 法面設計（安定計算を含まない）及び橋梁設計、砂防ダム詳細設計については、予定価格（税抜き）700万円未満であっても、700万円以上の区分を適用する。

*3 ①海草建設部、那賀建設部、伊都建設部、有田建設部、②日高建設部、西牟婁建設部、串本建設部、新宮建設部の2ブロック

*4 発注業務と同じ部門の和歌山県の入札参加資格の認定を受けたことをいう。

*5 国土交通省の建設コンサルタント登録規程における登録を受けたことをいう。

*6 国土交通省の建設コンサルタント登録規程における技術管理者のことをいう。

*7 (一社)建設コンサルタント協会のシビルコンサルティングマネージャ(RCCM)資格試験合格者のことをいう。

*8 受注実績は、過去10年間の実績とする。

また、別に定める（一般、高度技術）業務認定審査部会において認定された者も認めることとする。

*9 発注業務と同種類の業務をいう。

(例 橋長100mの鋼橋設計の場合、橋長50m以上の鋼橋の設計等一定規模以上の同種類の業務)

(2) 建築関係建設コンサルタント業務（建築総合）

区分	地域条件	登録等条件	所属技術者条件	実績条件
A 簡易な建築物の設計等の業務	県内	当該部門の認定 ^{*2}	会社全体として1級建築士が1名以上	建築関係コンサルタント業務（建築総合）の国、都道府県、政令指定都市又は県内市町村の受注実績 ^{*3}
B 一般的な建築物の設計等の業務	県内	当該部門の認定 ^{*2}	会社全体として1級建築士が2名以上	建築関係コンサルタント業務（建築総合）の国、都道府県又は政令指定都市の受注実績 ^{*3}
C 1 高度な技術を要する建築物の設計等の業務 予定価格（税抜き） ^{*1} 4,000万円未満の業務	混合	当該部門の認定 ^{*2}	会社全体として1級建築士が2名以上、かつ、1級建築士を1.0ポイント、2級建築士及び木造建築士を0.5ポイントとして合計5ポイント以上	同種業務 ^{*4} の国、都道府県又は政令指定都市の受注実績 ^{*3}
C 2 高度な技術を要する建築物の設計等の業務 予定価格（税抜き） ^{*1} 4,000万円以上の業務	混合	当該部門の認定 ^{*2}	会社全体として1級建築士が20名以上、又は中小企業組合として登録された協同組合で1級建築士が50名以上	

* 1 「予定価格（税抜き）」（予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。）

* 2 発注業務と同じ部門の和歌山県の入札参加資格の認定を受けたことをいう。

* 3 受注実績は、過去10年間の実績とする。

また、別に定める（一般、高度技術）業務認定審査部会において認定された者も認めることとする。

* 4 発注業務と同種類の業務をいう。

（例 延べ面積1万m²の病院の設計の場合、延べ面積5千m²以上の病院の設計等一定規模以上の同種類の業務）

(3) 建築関係建設コンサルタント業務（建築設備）

区分	地域条件	登録等条件	所属技術者条件	実績条件
改修等で建築設備の設計を単独で行う業務	県内	当該部門の認定 ^{*1}	なし	建築関係コンサルタント業務（建築設備）の国、都道府県、政令指定都市又は県内市町村の受注実績 ^{*2}

* 1 発注業務と同じ部門の和歌山県の入札参加資格の認定を受けたことをいう。

* 2 受注実績は、過去10年間の実績とする。

また、別に定める一般業務認定審査部会において認定された者も認めることとする。

(4) 補償関係コンサルタント業務

区分	地域条件	登録等条件	所属技術者条件	実績条件
A 「土地調査部門」、「物件部門のうち、簡易な業務」及び「機械工作物部門のうち、簡易な業務」	県内	国への補償関係8部門のいずれかの登録 ^{*2} かつ当該部門の認定 ^{*1}	なし	補償関係コンサルタント業務の当該部門の国、都道府県、政令指定都市又は県内市町村の受注実績 ^{*5}
B 1 「営業補償・特殊補償部門のうち、簡易な業務」及び「事業損失部門のうち、簡易な業務」	県内	国への当該部門の登録 ^{*2} かつ当該部門の認定 ^{*1}	なし	補償関係コンサルタント業務の当該部門の国、都道府県、政令指定都市又は県内市町村の受注実績 ^{*5}
B 2 上記以外の業務	混合	県内 国への当該部門の登録 ^{*2} かつ当該部門の認定 ^{*1}	なし	補償関係コンサルタント業務の当該部門の国、都道府県又は政令指定都市の受注実績 ^{*5}

* 1 発注業務と同じ部門の和歌山県の入札参加資格の認定を受けたことをいう。

* 2 国土交通省の補償コンサルタント登録規程における登録を受けたことをいう。

* 3 (一社)日本補償コンサルタント協会が付与する資格のことをいう。

* 4 国土交通省の補償コンサルタント登録規程における補償業務管理者をいう。

* 5 受注実績は、過去10年間の実績とする。

また、別に定める(一般・高度技術)業務認定審査部会において認定された者も認めることとする。

(5) 測量業務（測量一般）

区分	地域条件	登録等条件	所属技術者条件	実績条件
A 予定価格（税抜き）* ¹ 500万円未満の業務	県内 6ブロック* ²	測量一般の認定* ⁴	会社全体で測量士が1名以上	測量業務（測量一般）の国、都道府県、政令指定都市又は県内市町村の受注実績* ⁵
B 予定価格（税抜き）* ¹ 500万円以上の業務	県内 2ブロック* ³	測量一般の認定* ⁴	会社全体で測量士又は測量士補が合わせて3名以上	測量業務（測量一般）の国、都道府県又は政令指定都市の受注実績* ⁵

* 1 「予定価格（税抜き）」（予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。）

* 2 ①海草建設部、②那賀建設部、伊都建設部、③有田建設部、④日高建設部、⑤西牟婁建設部、⑥串本建設部、新宮建設部の6ブロック

* 3 ①海草建設部、那賀建設部、伊都建設部、有田建設部、②日高建設部、西牟婁建設部、串本建設部、新宮建設部の2ブロック

* 4 和歌山県の入札参加資格の認定を受けたことをいう。

* 5 受注実績は、過去10年間の実績とする。

また、別に定める一般業務認定審査部会において認定された者も認めることとする。

(5) 測量業務（航空測量）

区分	地域条件	登録等条件	所属技術者条件	実績条件
全ての業務	混合	航空測量の認定* ¹	会社全体で測量士が1名以上	測量業務（航空測量）の国、都道府県、政令指定都市及び県内市町村の受注実績* ²

* 1 和歌山県の入札参加資格の認定を受けたことをいう。

* 2 受注実績は、過去10年間の実績とする。

また、別に定める一般業務認定審査部会において認定された者も認めることとする。

(6) 地質調査業務

区分	地域条件	登録等条件	所属技術者条件	実績条件
A 予定価格（税抜き） ^{*1} 500万円未満の業務	県内	当該業務の認定 ^{*2}	なし	地質調査業務の国、都道府県、政令指定都市又は県内市町村の受注実績 ^{*4}
B 予定価格（税抜き） ^{*1} 500万円以上の業務	県内	国への登録 ^{*3} 当該業務の認定 ^{*2}	なし	地質調査業務の国、都道府県、政令指定都市又は県内市町村の受注実績 ^{*4}

* 1 「予定価格（税抜き）」（予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。）

* 2 和歌山県の入札参加資格の認定を受けたことをいう。

* 3 国土交通省の地質調査業者登録規程における登録を受けたことをいう。

* 4 受注実績は、過去10年間の実績とする。

また、別に定める一般業務認定審査部会において認定された者も認めることとする。